

佐賀県告示第 56 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 20 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 5 年 3 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド（通称名：para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）及びその塩類
- (2) 化学名 N-エチル-N-メチルトリプタミン（通称名：MET）及びその塩類
- (3) 化学名 (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1V-LSD）及びその塩類
- (4) 化学名 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン（通称名：3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。